

表 2.9 2010 年度の活動実績

YEAR	2010																								
	MAY					JUNE																			
Japanese Expert	Focal Staff NAI YAS COTU																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
	Fund																								
WQM Implementation	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
	(4) Negotiation																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								
WQM Implementation	Fund																								
	Database																								
	PS Effluent Mgmt																								
	(1) Issuance of RFP																								
	(2) Receipt/Opening of Proposals																								
	(3) Evaluation Proposals																								
Command and Control	Project Management																								
	Japanese Expert																								
	Region 3																								
	Region 6																								
	Region 12																								
	Classification																								

- ◆ Joint Coordination Committee/Project Steering Committee Meeting
- Internal Meeting ▲ Orientation and Workshop
- Governing Board Meeting
- LGU Meeting
- Technical Meeting

2.3.4 プロジェクト管理に関するその他の重要事項

プロジェクト管理に関するその他の重要事項としては、a)柔軟なプロジェクト管理、b)DENR 幹部レベルとの関係強化、c)中央事務所の首尾一貫した主導的管理体制、d)広範な利害関係者とのコミュニケーション、が挙げられる。

a) 柔軟なプロジェクト管理

プロジェクトの開始当初から、本プロジェクトは難易度が高く、不確実性が高いと見られていた。これはプロジェクトの規模、プロジェクトそれ自体の難しさ、各活動の相互関係、現在の政策との整合性、及び数多くのローカルコンサルタントの活用などのプロジェクトの特性に起因していたと考えられる。さらにプロジェクトを遂行する中で、追加的なプロジェクト活動の特定、他ドナー機関との調整、政策とガイドラインの統合化などの様々な課題が明らかになったが、JICA技術支援チームはこれらの課題に対して後手にならぬよう対策を早期に講じることで対処した。このようにプロジェクト管理を柔軟に行うことがプロジェクト成功の鍵の一つであったと言える。

b) DENR幹部レベルとの関係強化

「DENR幹部レベルからの支援」は、第1フェーズの後半に行われた中間評価調査での重要な提言の一つである。DENR幹部が第2フェーズの期間中、継続して積極的に関与していくことは、以下の事柄を確保するために重要であった。

- 本プロジェクトで作成したガイドラインや政策が適切な時期に、EO/DAOs/MCなどの適切な公式文書として承認される。
- 各パイロット地域の地域事務所が、水質管理地域の技術事務局のメンバーとして活動できるために、十分な人員を確保する。必要とあれば、EMB地域事務所長は技術事務局の業務のために他の組織から職員を追加的に指名することが出来る。

c) 中央事務所の首尾一貫した主導的管理体制

第2フェーズにおいても中央事務所が指導力を発揮し、地域事務所を継続して支援することは成功への鍵となった。これは特に以下の点において重要であった。

- プロジェクト担当者の配置換えを行い、効果的・効率的な事業管理体制を再構築する。
- オリエンテーション・ワークショップの開催の際に60人の地域事務所職員をマニラに移動させるための予算を確実に計上する。

- 優先セクターに産業別排水基準を導入するために、対象となる産業の技術委員会を組織し、そのメンバーを指名する。
- ガイドラインの実行に際しての方針決定では、EMB中央事務所は中心的役割を果たし、各種プロジェクト活動を常に監視し、必要に応じて介入する必要がある。

d) **広範な利害関係者とのコミュニケーション**

効果的なプロジェクト運営を実現するため、JICA 技術支援チームは表2.10に示す通り、プロジェクトのコミュニケーション戦略を明確化した。戦略に取り組む上での鍵となる目標は以下の通りである。

- DENR/EMBとJICAとの間に強固かつ柔軟な関係を築く
- プロジェクトの情報入手を容易にする
- JICA 技術支援チームの内部での緊密な関係を築く
- 広範囲の関係者やまた一般国民がプロジェクトの情報に容易にアクセスし、効果的なコミュニケーションが可能になる
- 他の関係調査に関わるコンサルタント間との効果的な関係を築く

関係行政組織がプロジェクトについて十分に認知し、プロジェクトの活動の全体的な統合性を確実にするため、JICA 技術支援チームは第2フェーズの期間中、定期的にフィリピン政府とJICA フィリピン事務所に対し報告書を提出した。また、各フェーズの最終段階には、完了報告書を提出した。

第1および第2フェーズで準備された報告書を表2-11に示す。

表 2.10 プロジェクトにおけるコミュニケーション戦略

事項	対象	目的	時期	方法
プロジェクトキックオフ会議 (第1回合同調整委員会)	DENR 上級レベル EMB 中央事務所 JICA フィリピン事務所 JICA アドバイサー	プロジェクト戦略を決定する。利害関係者に、プロジェクトの範囲、リスク、方法、成果などを知らせる。	フィリピンにおけるプロジェクト開始から1ヶ月以内	インセッションレポートに基づいた会合
合同調整委員会	DENR 上級レベル EMB 中央事務所 JICA フィリピン事務所 JICA アドバイサー	プロジェクトの関係者に十分な情報を提供し、事業実施に必要な調整が適宜行われるようにする。	プロジェクト開始から6ヶ月ごと	進捗報告書に基づいた会合
インセッションレポート	DENR/JICA		プロジェクト開始時	
進捗報告書	DENR/JICA		半年毎	報告書 (進捗状況を記載)
業務完了報告書	JICA		各会計年度業務の終了時	
プロジェクト完了報告書	DENR/JICA		プロジェクト終了時	
予定表	コンサルタント 中央事務所のフォローアップ地域を含むすべての地域事務所	プロジェクトの主要な行事を伝える。 コンサルタントと DNER / EMB との協調を確実にする	プロジェクト開始時とスケジュールが改定時	エクセル様式でハードコピー又は電子版で配布 プロジェクトホームページ やホワイトボードに掲示
週会合	中央事務所のフォローアップ	プロジェクト活動の調整		会合/ワークショップ
WQMA アクションプランにかかわるコンサルテーションミーティング	WQMA アクションプランに関する各機関	WQMA アクションプランのための関係中央各機関の協調	2008 年度年後半	
ドナー調整会議	DENR, NEDA およびドナー	他援助機関と協調する。	2009 年度後半	情報普及活動の一環としての会合/ワークショップ
フィリピンの水質フォーラム	政府関係機関	プロジェクトの経験を国全体に広める	2010 年度年後半	
プロジェクトのホームページ	日本の一般市民 フィリピンの一般市民	フィリピンの環境改善のために、日本政府 ODA が貢献していることを広報する。	2008 年度年後半	EMB ホームページとリンクしたホームページ

表 2.11 提出した報告書

フェーズ	実施年度	報告書	予想時期
第1フェーズ	2005年度	インセプションレポート	プロジェクト開始1ヶ月後、2006年3月
		進捗報告書 1	プロジェクト開始2ヶ月後、2006年4月
	2006年度	進捗報告書 2	プロジェクト開始4ヶ月後、2006年6月
		進捗報告書 3	プロジェクト開始7ヶ月後、2006年9月
		進捗報告書 4	プロジェクト開始10ヶ月後、2006年12月
		進捗報告書 5	プロジェクト開始13ヶ月後、2007年3月
	2007年度	進捗報告書 6	プロジェクト開始16ヶ月後、2007年6月
		進捗報告書 7	プロジェクト開始19ヶ月後、2007年9月
		進捗報告書 8	プロジェクト開始22ヶ月後、2007年12月
		完了報告書	2005年度末 2006年4月
第2フェーズ	2008年度	インセプションレポート	プロジェクト開始1ヶ月後、2008年6月
		進捗報告書 1	プロジェクト開始6ヶ月後、2008年10月
		進捗報告書 2	プロジェクト開始11ヶ月後、2009年3月
	2009年度	進捗報告書 3	プロジェクト開始18ヶ月後、2009年10月
		進捗報告書 4	プロジェクト開始23ヶ月後、2010年3月
	2010年度	進捗報告書 5	プロジェクト開始28ヶ月後、2010年8月
		進捗報告書 6	プロジェクト開始32ヶ月後、2011年1月
		完了報告書	プロジェクト開始32ヶ月後、2011年1月

各年度の終わりには JICA 技術支援チームは JICA に対し日本語での報告書を提出した。これは 2008年度、2009年度および2010年度の完了報告書である。

2.4 プロジェクト実施組織

プロジェクト実施組織は、合同調整委員会（以下、JCC）を筆頭に環境天然資源省環境管理局（DENR-EMB）、JICA フィリピン事務所、JICA 技術支援チームから構成される。

DENR-EMB の実施機関は、EMB 中央事務所 (EQD と EEID 含む) および、パイロット地域である第 III、VI、XII 地域の EMB 地域事務所 (PCD 含む) である。技術評価委員会 (TEC) は、プロジェクトダイレクターの下に組織され、DENR 長官が承認するガイドラインや基準を是認するためのプロジェクトダイレクターの諮問機関として機能している。図 2.3 にその組織構成を示す。一方、流域管理事務所 (RBCO) は暫定的にこの組織に含まれるが、プロジェクト活動に関する機能は有していない。

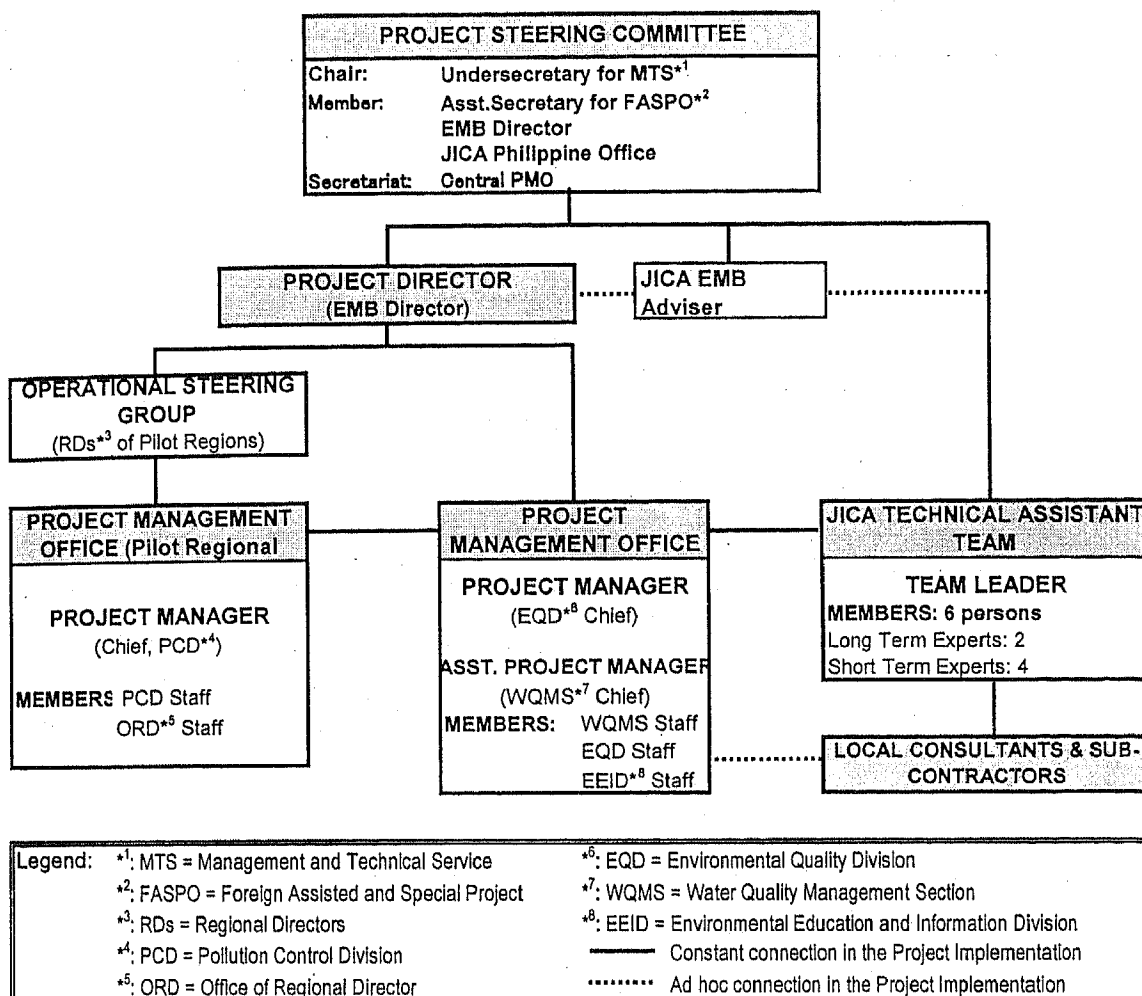


図 2.3 プロジェクト実施体制

2.4.1 合同調整委員会とステアリングコミッティー

合同調整委員会(JCC)は、1) プロジェクト実施のための指針を提供し、2) 年間実施計画を承認するために設置された。JCCはDENR長官を議長とし、EMB局長、JICAフィリピン事務所代表、NEDA代表、DEENR-FASPO代表、技術支援チーム総括およびJICAアドバイザーにより構成されている。プロジェクトの進捗と成果を検討するために少なくとも四半期に1回JCC会議を開催した。一方、初回のJCC会議においては、インセプションレポートのための協議を行った。また、JCCは、総合水質管理フレームワークの策定において、特に他機関との連携を促進する役割を担った。

2.4.2 DENRとEMB

環境天然資源省 (DENR) はフィリピン政府の中央省庁のひとつであり、水質浄化法 (CWA) における DENR の責務を遂行するため、環境管理局 (EMB) にプロジェクト実施を委任している。

a) ステアリングコミッティー

2005年10月24日にDENRは、特別省令No. 851を「JICA-DENR水質管理能力強化プロジェクトの運営組織の設立」として発令した。さらに、2006年9月18日には、DENR特別省令No. 790: 「JICA-DENR水質管理能力強化プロジェクトのステアリングコミッティーの再設置」が発令された。下表にその構成を示す。

表 2.12 ステアリングコミッティーの構成

Chair	Undersecretary for Management and Technical Services	Armando A. de Castro	Undersecretary for Environment	Ramon J. P. Paje
Member	Asst. Secretary for FASPO	Analiza R. Teh	Asst. Secretary for FASPO	Analiza R. Teh
Member	Directors of EMB	Lolibeth R. Medrano	Director of EMB	Ely Anthony R. Ouano
Member	JICA Philippine Office		JICA Philippine Office	

本ステアリングコミッティーは、1) 政策方針を示しプロジェクトの監督、2) プロジェクトの年間作業計画の達成度および全体の進捗と年間経費の見直し、3) プロジェクトに関して発生する主要な問題の再検討と協議、を行う。

この機能は合同調整委員会 (JCC) と同じであることから、DENRはこのステアリングコミッティーはJCCとして機能するとしている。

b) プロジェクト管理事務所

プロジェクト管理事務所の構成は以下の通りである。

表 2.13 プロジェクト管理事務所のメンバー

No.	氏名	所属事務所	担当
1	Renato T. Cruz	OIC, EQD (EMB CO)	Project Manager
2	Marcelino N. Rivera Jr.	OIC, WQMS (EMB CO)	Assistant Project Manager
3	Leza A. Acorda-Cuevas	Supervising EMS (EMB CO)	EMB Lead Focal Person
4	Michico Venus A. Navaluna	Supervising EMS (EMB CO)	Focal Person for WQM Funds and Sarangani Bay WQMA Action Planning and MSG
5	Consolacion P. Crisostomo	DMO IV (EMB CO)	Focal Person for Incentives and Rewards IBRS WQMA Action Planning and MSG
6	Sonia R. Barlis	Statistician II (EMB CO)	Focal Person for Database/Info Mgt. and MMO RS WQMA and MSG
7	Vizminda Osorio	Supervising EMS (EMB CO)	Focal Person for Revision of PCO Guidelines for Accreditation
8	Ella S. Deocadiz	Chief RDD	Member
9	Elenida R. Basug	Chief EEID	Member
10	Herbert Narisma	Chief MIS	Member
11	Vilma T. Cabading	Senior EMS (EMB CO)	Focal Person for Preparation of National and Regional Water Quality Status Reports (Pilot Regions) and MMO RS WQMA Action Planning
12	Nicanor E. Mendoza	Engineer IV (EMB CO)	Focal Person for Waste Water Charge System and Discharge Permits
13	Nolan B. Francisco	Senior EMS (EMB CO)	Technical Input
14	Samuel A. Fabro	Forester II (EMB CO)	Focal Person for Water Body Classification
15	Dominic Gonzales	Data Encoder (EMB CO)	Administrative Support
16	Zenaida Manuel	Data Encoder (EMB CO)	Administrative Support
17	Rowena Gersalia	Clerk II (EMB CO)	Administrative Support
18	Renato Vengco	Clerk III (EMB CO)	Administrative Support
19	Damian Rubio	Clerk III (EMB CO)	Administrative Support
20	Exuperio Lipayon	Chief, PCD	Focal Person in EMB Region III
21	Dorren Torres	OIC, WQMS	Focal Person in EMB Region VI
22	Samson Guillergan	Chief, PCD	Focal Person in EMB Region VI
23	Nimfa Adolfo	OIC, WQMS	Focal Person in EMB Region VI
24	Ronnie Salmon	Chief, PCD	Focal Person in EMB Region XII
25	Alex Tacobo	Chief, PCD	Focal Person in EMB Region XII
26	Leoncia Rellon	OIC, WQMS	Focal Person in EMB Region XII
27	Ma. Victoria Abrera	Member	Chief of EPPD
28	Elinor D. Malano	Member	WQMS (Transferred to DOE at the early part in 2007)
29	Fernando C. Natnat	Member	WQMS

PMOの機能は、1) 政策や手順の作成、教育啓蒙や研修のような国家レベルの活動を実施する、2) パイロットEMB地域でのプロジェクト実施について監督する、3) TWGのメンバーとしてEMB職員を指名する、4) 必要に応じて他のDENRの部署からのプロジェクトへの人的支援を行う、5) プロジェクトダイレクター (EMB局長) へ提案を行う、6) TWGが遅滞なく任務を果たせるよう支援する、7) EMB地域事務所と調整し、プロジェクトの優先度を反映した作業計画および予算を確保する、8) EMB中央事務所および地域事務所レベルでのプロジェクト援助 (機材、研修、専門家) の活用状況をモニタリングする、9) 本プロジェクトで開発された情報システムと水質データネットワークを管理する、10) プロジェクトの進捗報告を含め、モニタリングと評価を行う、ことである。

2.4.3 JICAおよびJICAプロジェクトチーム

JICA側は、JICA フィリピン事務所、JICA 専門員 (アドバイザー) および JICA 技術支援チームからなる。

a) JICAフィリピン事務所

JICAフィリピン事務所は、日本政府代表としてJCCのメンバーの一員となりプロジェクト実施の全体的監督を行っている。さらに、フェーズIにおいて各グループのコンサルタントサービスの入札と特定を行い、供与機材の入札と供給を行った。プロジェクトに直接関与した人物は以下の通りである。

氏名		担当期間	
		始	止
松浦 正三	所長	2006年 02月	2008年 03月
松田 教男	所長	2008年 04月	現在(2011年 01月)
北林 春美	次長	2006年 02月	2006年 09月
岩上 憲三	次長	2006年 10月	2008年 03月
永石 雅史	次長	2008年 04月	2010年 10月
高嶋 清史	所員	2006年 02月	2008年 03月
岩瀬 誠	所員	2008年 04月	2009年 03月
桑江 直人	所員	2009年 04月	現在(2011年 01月)
サンアソ、クリスティン・メイ	所員	2006年 02月	2008年 03月
ルビロ、パブロ	所員	2008年 04月	2010年 03月
レイエス、ゲシー	所員	2010年 04月	現在(2011年 01月)

b) JICAアドバイザー

JICAアドバイザーはJICAフィリピン事務所に対し、プロジェクトをモニターし、その方向性について助言を行ってきた。プロジェクト・ドキュメントを作成し本プロジェクトを開始した大田正裕専門家は、2006年3月末でその任期を終え、その後、今井千郎JICA

水質管理能力強化プロジェクト (第2フェーズ)
完了報告書

専門員が全体を通じて密接にプロジェクトの管理を行った。Dr. Ramon Abracosaは、環境セクターのマニラ在住の専門家として必要な技術的助言と調整・手配を行った。

大田正裕 : 2006年2月19日～同年3月31日

今井千郎 : 2006年2月27日～同年3月15日、および四半期毎のモニタリング

Dr. Ramon Abracosa: 2006年2月19日～2008年3月の期間を通じて断続的に。

c) JICA技術支援チーム¹⁰

JICA技術支援チームは、以下に示すように3人の長期専門家(グループA)と6人の短期専門家(グループB)から成っており、EMBの能力強化について技術的なアドバイスを提供した。支援チームのアサイメントは計140M/Mとなった。長期専門家は「フィ」国に3ヶ月以上滞在し、カウンターパートと共に継続的に活動する一方、短期専門家は比較的短期間に、関連する技術的事項へのアドバイスの提供のため派遣された。

表 2.14 JICA プロジェクトチーム

氏名		担当
グループ A (長期)	金 均	総括/水質管理政策/水質管理計画
	村松 康彦	水質管理技術
	後藤 有右	組織制度構築
グループ B (短期)	小沼 崇史	水質モニタリング
	倉本 健一	汚染源管理
	濱田祐一朗	水質情報システム
	満倉 真	水質モデル/業務調整
	中野 美穂	排水管理
	伊丹 由紀子	業務調整

¹⁰ JICA 技術支援チームの従事期間を付属資料 E に示した。

第3章 プロジェクトの成果

プロジェクト・ドキュメントにおいて特定された全ての優先活動を、5年間で達成することができた。本章では本事業の主要な成果を述べる。¹¹

3.1 政策・ガイドラインの作成と訓練の実施

プロジェクトの成果1は、水質浄化法に基づいた水質管理のために必要となる統合政策フレームワークの構築と、その実施に必要な手続きガイドラインの作成、さらにはこれらに基づいた訓練を EMB 職員に対して実施することである。

成果1：水質浄化法に基づいた水質管理のための統合政策フレームワークが構築され、更に関連する手続きガイドラインが策定され、それらに基づき EMB 職員が訓練されている。

成果1を実現するために主に3つの活動が必要となる。すなわち、1)政策(基本方針)の策定、2)手続きガイドラインの作成および3)研修である。政策策定に関わる活動としては、まず今後の水質管理実施の指針となる統合水質管理フレームワークを作成した。さらにこのフレームワークに基づき関連する手続きガイドラインを策定した。すなわち市場原理に基づく施策、水域の水質類型、水質管理地域の指定、未達成水域の指定、産業分類、法令遵守の監視および法の執行等に関わる手続きガイドライン等を策定した。また、EMB 職員がこれらを実施できるよう職員に対し研修を施した。これらはフィリピン国内での研修と日本における研修からなるものである。成果1の達成のためには14の活動が必要であったが、この中には中間評価において新たに特定された水質管理に関する政策統合も含まれている。

3.1.1 水質管理フレームワーク

下表に活動と成果を示す。

表 3.1 水質管理フレームワークにおける成果

ID	プロジェクトドキュメントの活動内容	成果と達成内容
活動 1.1	統合水質管理フレームワークと実施計画の策定のため、関連機関の連携・強調体制を確立する。	統合水質管理フレームワーク及び実施活動計画

統合水質管理フレームワーク (IWQMF) は、RA 9275 (水質浄化法) の第2条、第4節で定義されているようにすべての汚染源から発生する水質汚濁の管理を目指し、水質管理に関する既存政策を統合して作成される政策ガイドラインである。本フレームワークは、1) 水質目標と対象、2) 遵守期間、3) 水質汚染防止戦略と技術、4) 水質情報と教育プログラム、5) 人的資源開発プログラムを包含するものである。DENR は、既存のプロジェクトレベルの調整能力を最大限活用しつつ、

¹¹ プロジェクトの成果と状況の概要を付属資料 F に示した。

他の水関連省庁と協力体制を構築し、水質管理の実施に向けた総合的アプローチを開始することとなった。これまで政策フレームワークが欠如していたために限定的となっていた省庁間の連携による水質改善への取組みがこれにより可能となる。

総合水資源管理の観点、利害関係者の積極的な参加、市場原理に基づいた施策と規制の組み合わせた管理手段の策定などが重要であるという点を鑑みて、総合水質管理フレームワークは、以下の会議を経て改訂された。

- 1) 2009年9月14日 公共事業道路省との FGD 会議
- 2) 2009年9月17日 技術作業部会での再検討
- 3) 2009年9月29日 国家水資源審議会との FGD 会議
- 4) 2009年11月27日 地方水道局との FGD 会議
- 5) 2009年12月8日 環境天然資源省及び流域管理事務所との FGD 会議

なお、統合水質管理フレームワークと実施活動は、現在承認の最終段階にある。

3.1.2 水質管理地域指定のための手続き

下表に活動と成果を示す。

表 3.2 水質管理地域指定のための手続きにおける成果

ID	プロジェクトドキュメントの活動内容	成果と達成内容
活動 1.2	水質管理地域の指定に関する手続きガイドラインを策定する(水質浄化法に規定される未達成水域の指定を含む)。	1. 水質管理地域指定のための手続きマニュアル 2. 未達成水域指定のための手続きガイドライン

水質管理地域指定のための手続きマニュアル: このマニュアルは、水質管理地域を指定するために必要となる情報を規定し、さらに技術的調査の手法、利害関係者との調整方法などを示している。さらに本マニュアルは、WQMA 指定手続開始に際して関連機関が果たすべき役割を示し、データ収集方法、技術的調査の実施方法、公聴会の開催方法、最終的に水質管理地域指定を承認する DENR 長官への提出書類などを規定している。

手続きマニュアルに含まれている原則の一つとして、事業効果を最大とするために「最も小さい最適なレベル」での水域指定というものがある。ここで言う最も小さい最適なレベルとは、水質汚染が甚大と判断される影響範囲のことである。例えば、水質汚染が1つの小さなコミュニティレベルで発生し、その影響範囲もその地域に限られている場合には、この小さなコミュニティが1つの管理単位として最適な規模と言える。しかし、仮に影響範囲が隣接地域にも及んでいる場合、上記のコミュニティレベルより大きな範囲が適切な管理対象区域と言える。

事業実施期間中に JICA が支援したサランガニ湾 WQMA と世銀支援のシルワイ川上流域 WQMA を

統合するという案が提案されたが、上記の基本原則に従い、この提案は棄却した。この提案の棄却に際しては、以下の4点を考慮した。すなわち 1) 下流のサランガニ湾と上流のシルワイ/クリナン川流域の住民とでは、水域の将来像が根本的に異なっていること、2) 仮に統合された場合には、水質管理委員会の構成も異なったものとなること、かつそのメンバーの数が大きくなること、3) これら水域は異なる性質を有し、異なる水質汚濁問題を有している。従って、4) 異なる管理方法が採用されるべきであること。

未達成水域指定のための手続きガイドライン:未達成水域とは水質環境基準を超過した水域であり、本手続ガイドラインでは水質調査の基本的手法と未達成水域の特定のための公聴会の開催などについて規定している。ガイドラインを柔軟に運用できるよう、達成水域(AA)から未達成水域(NAA)となる変化点の特定を2通りの方法で定めている。この2つの方法とは、1) 近似法：それは現存する水質データと相対するベンチマークの地理的位置の解析によってそのポイントを推定する方法と、2) 実際の水質モニタリングに加えて汚濁負荷量から推定する方法、である。

3.1.3 市場原理に基づいた施策

下表に活動と成果を示す。

表 3.3 市場原理に基づいた施策における成果

ID	プロジェクトドキュメントの活動内容	成果と達成内容
活動 1.3	市場原理に基づいて水質管理を行うための包括的な政策を策定する。なお政策実施のための手続きガイドラインの策定も含める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水質管理のための市場原理に基づいた規制施策のフレームワーク 2. インセンティブに関するガイドライン 3. 褒賞制度に関するガイドライン 4. 汚濁負荷量の割り当てに関する手続きガイドライン

水質管理のための市場原理に基づいた規制施策のフレームワーク:市場原理に基づいた施策を現場で実施するためには、フィリピンにおいては、まだ長い時間が必要になると考えられる。そのため、本フレームワークではそれを実現するための戦略と優先付けを明記した。これら新規の政策を実施するための前提条件として、まず 1) 信頼性の高い水質モニタリングデータが整備されること、2) 信頼性が高い地理情報を含む発生源データが整備されること、3) 水質と汚染源のデータベースが整備されること、4) 排出取引のための透明性の高い市場メカニズムが整備されることである。なお、排出取引に関する手続きガイドラインは、様々な前提条件を必要としたことから、この作成は早計であると EMB 中央事務所により判断された。

インセンティブに関するガイドライン:本ガイドラインは、地方公共団体、水道事業者、企業および個人が効果的に水質管理を行い、水質改善に資する事業に参入できるよう設計されており、とりわけ 1) 産業廃水処理、2) 汚染防止技術、3) クリーナ・プロダクション及び廃棄物最小化、4) 下水汚物収集及び処理施設などの分野での投資を促すものである。具体的にインセンティブは、a) 処理設備の輸入税控除、b) 国内調達設備の税還付、c) 寄付、遺贈及び贈与の免税などの方法により付与されることとなる。

褒賞制度に関わる手続きガイドライン: 褒賞制度に係る手続きガイドラインは、既存の環境格付けシステムに基づき、履行保証形式のインセンティブ付与が可能となるよう設計を行なった。格付け又は実績に応じて、企業は翌年の排水課徴金支払額の 25%までの減額措置、加えて排水許可の最長 5 年までの期限延長措置が与えられる。また、個人や NGO 及び LGU で実施された水質改善に係わる特に優れた事業/活動には、少なくとも 50,000 ペソの褒賞金と認証状が与えられる。

汚濁負荷量の割り当てに関する手続きガイドライン: 本手続きガイドラインは、未達成水域における汚濁負荷を最小限にするために使用されるものである。未達成水域は、汚濁負荷総量が、当該水域のキャリングキャパシティ、すなわち環境収容能力を超えた水域と定義することができる。各水域で水質目標を達成するためには、各水質管理地域の中で様々な排出源からの負荷総量を減らすことが不可欠である。従って、各水質管理地域の中での汚濁負荷量の割り当ては、負荷総量の最小化のために効果的な手段になる。水質目標を達成するために最小限のキャリングキャパシティをまず見積もり、それを各排出源に割り当て、さらにそれらを排水許可証に規定することによって汚濁負荷量の削減が可能になるよう設計した。汚濁負荷削減計画段階では、許可証発行のサイクルや水質管理地域の中での特定の排水基準の改定、他の水質管理のために必要となる活動を統合することが必要になる。また、排出量の割り当てにおいては実際の水質モニタリングデータを用いて水質モデルを補正することが必要になる。従って、排出量の割り当ては、まず信頼性のある水質データが必要となる。

3.1.4 水域の水質類型のための手続き

下表に活動と成果を示す。

表 3.4 水域の水質類型のための手続きにおける成果

ID	プロジェクトドキュメントの活動内容	成果と達成内容
活動 1.4	内陸、海岸地下水の水質類型のための手続きガイドラインを作成する。	内陸、海岸/海水域の水質類型に関わる手続きマニュアル

内陸、海岸/海水域の水質類型に関わる手続きマニュアル: 従来の類型指定マニュアルでは、各水域での水利用に基づいた類型指定の境界の定義が定められていなかったため、水質改善のための効果的な計画を策定することができなかった。この問題に対処するため、プロジェクトで作成された水質類型指定のためのマニュアルにおいては、各類型間の境界設定の手法を明確化し、各水域を代表する最も適切なサンプリング地点の選定方法を示した。